

厚木市学校運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定により設置される学校運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について、厚木市学校運営協議会規則(平成26年厚木市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 規則第3条第1項の規定による指定(以下「指定」という。)を受けようとする学校の校長は、学校運営協議会設置申請書(第1号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、指定の可否について決定し、当該申請の日から60日以内に学校運営協議会設置決定通知書(第2号様式)により当該校長に通知するものとする。

3 前2項の規定は、規則第3条第3項の規定による再指定について準用する。

(委員の任命)

第3条 規則第5条第2項の規定による推薦は、学校運営協議会委員推薦書(第3号様式)により行うものとする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、指定を受けた学校(以下「指定学校」という。)の指定の期間が満了したとき又はその指定が取り消されたときは、その身分を失う。

(児童又は生徒の意見)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、当該指定学校の校長の同意を得て、当該指定学校の児童又は生徒の意見を参考とすることができる。

(学校運営状況評価)

第5条 協議会は、学校の運営状況について、毎年度1回以上評価を行うものとする。

(会議録)

第6条 協議会は、会議の内容を記録し、公表するものとする。ただし、協議会が特に認める場合は、この限りでない。

(意見の申出)

第7条 協議会は、教育委員会に対し法第47条の5第4項に規定する意見の申出を行うときは、学校運営協議会意見申出書(第4号様式)により行うものとする。

(指定の取消し)

第8条 規則第12条の規定による指定学校の指定の取消し(以下「指定の取消し」という。)を行うときは、次のとおりとする。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

(2) 協議会としての合意形成がないと認められるとき。

2 教育委員会は、指定の取消しを行うに当たっては、事前に協議会に対し必要な協議及び助言を行い、運営改善に努めた上で行うものとする。

3 教育委員会は、指定の取消しを行ったときは、学校運営協議会指定取消通知書(第5号様式)により当該校長に通知するものとする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、委員本人から学校運営協議会委員辞任届(第6号様式)が提出されたとき又は規則第13条各号の規定に該当するときは、委員を解任するものとする。

2 教育委員会は、委員の解任を行ったときは、学校運営協議会委員解任通知書（第7号様式）により当該協議会の会長に通知するものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月16日から施行する。